平成２６年（フ）第１５９号
広島市安佐南区安東５丁目９番23号
破産者　城市　圭太
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
山口県岩国市錦町広瀬6759番地８
破産者　堀江　哲哉
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第２６４号
愛媛県松山市高井町６番地26　エコパティオていれぎＡ号室、住民票上の住所愛媛県松山市来住町98番地５
破産者　藤田　敏夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１３号
愛媛県松山市北井門５丁目17番３号
破産者　奥村　礼子
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第１５０号
東京都練馬区高松５丁目４―12
破産者　上原　良夫
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９４号
埼玉県所沢市西所沢２丁目６―20　第４弥生コーポ201、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字下奥富678―12
破産者　沼田　光成
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５１号
宮崎県えびの市大字榎田99　常森方、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川６丁目36―43―301
破産者　上別府教章
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５２号
宮崎県えびの市大字榎田99　常森方、開始決定時の住所東京都江戸川区江戸川６丁目36―43―301
破産者　上別府美知子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６号
千葉県市川市市川２丁目30―17―101
破産者　櫻井智恵子
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３３号
東京都葛飾区東新小岩６丁目18番15号
破産者　株式会社ホッカイ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５８号
東京都足立区千住曙町41―５―1207、開始決定時の住所東京都台東区千束２丁目25―４―303
破産者　島田　貴司
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９号
東京都世田谷区成城５丁目20―11　宮本方、開始決定時の住所東京都杉並区成田東５丁目１―１―101
破産者　島田　暁美
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２２７号
北海道函館市昭和２丁目21―１―202
破産者　成田　幸夫
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９号
東京都江東区白河４丁目９―15―202、開始決定時の住所東京都江東区白河４丁目９―16―204
破産者　奥澤　研二
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４０９号
東京都江戸川区中葛西６丁目９―15―202
破産者　草薙　　望
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３０１号
東京都豊島区西池袋３丁目22番13号　丸栄ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区西池袋３丁目22番13号
破産者　株式会社おんでこ
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３３６号
東京都葛飾区宝町１丁目１―21―201
破産者　尾形　秀巳
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２３９６号
東京都千代田区内神田３丁目２番４号　テイトビル
破産者　株式会社特集社
1　決定年月日　平成26年８月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部